

狛江市

ごみ半減新聞

K O M A E

Vol.40 平成23年1月

発行 狛江市建設環境部清掃課
〒201-0004 狛江市岩戸北1-1-11
狛江市ビン・缶リサイクルセンター内
☎03-3488-5300(直通)ごみの最終処分場
をご存知ですか？
「ごみのゆくえ」について
(続編)

エコセメント化施設



ニツ塚処分場

前号の狛江市ごみ半減新聞(平成22年10月発行の39号)において、『ごみ・資源物の処理施設をご存知ですか? 「ごみのゆくえ」について』を掲載し、ご家庭から出た可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみなどは稲城市にあるクリーンセンター多摩川で破碎・選別・焼却など中間処理し、焼却灰の一部を日の出町にある東京たま広域資源循環組合の最終処分場に搬入していることをお知らせしました。

今号ではその続編として、ごみの最終処分場についてさらに詳しくお知らせします。

■最終処分場の設置の経緯と歴史

ごみの処理は自区内処理という原則がありますが、狛江市内に最終処分場を設置することは困難であり、昭和40年代に入るとごみ量の増加への対応が大きな課題となっておりました。都市化に伴い、人口が増加していた多摩地域の多くの自治体でも同様の問題を抱え、多摩地域全体で広域的な対策を検討してまいりました。

そのような状況の中、「三多摩は一つなりの精神に基づき、多摩地域25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合の最終処分場の建設地として、日の出町のみなさまの深いご理解とご協力により、受け入れていただくことになりました。そして、昭和59年に谷戸沢処分場を開場し、ごみの最終処分として埋立処理が開始されました。平成10年にはニツ塚処分場を開場し、埋立処理は継続されましたが、その後の埋立地の設置場所を確保することが困難な状況にありました。

平成18年7月には焼却灰をセメントの一部として再利用するエコセメント化施設の設置に至り、ニツ塚処分場の大幅な延命化を可能にしました。なお、この施設の稼働により、狛江市のごみによる焼却灰の埋立量はゼロとなっており、今後も安定稼働を目指していく必要があります。

■ごみを出す私たちの使命

これからも日の出町のみなさまとの信頼関係において、東京たま広域資源循環組合の最終処分場としての役割を担っていただくことが、ごみの安定処理を目指す上で大変重要であることには変わりありません。そのためにはごみの最終処分場を受け入れていただくことになった経緯や歴史を踏まえ、これからも日の出町のみなさまのご理解とご協力に對しましては感謝の心を忘れることなく、さらに後世に継承し、信頼関係を築いていく必要があります。

ごみは出した時点でなくなるわけではありません。ごみの収集後には必ず処理施設が必要になります。ごみの排出者として、出した後のことまで意識することが大切です。また、私たち一人ひとりがごみの減量と分別を徹底することにより、最終処分場を受け入れていただいている日の出町のみなさまの負担を少なくすることに心がけ、それを継続して実践していかねばなりません。

狛江市全体でごみに対する意識を共有化するために、ごみ半減新聞やホームページなどでごみ処理の現状を広く市民のみなさまにお知らせするなど、これからも情報発信や啓発活動を行っていきます。

多摩川衛生組合の運営改善について

ごみの中間処理施設であるクリーンセンター多摩川を運営する多摩川衛生組合(稲城市・狛江市・府中市・国立市で構成)において、有害ごみ(蛍光管・乾電池等)の焼却実験や不適正処理が行われていたことが判明しました。有害ごみは嚴重に取り扱うべきものであるため、専門の処理業者に委託して適正な処理を行うものとしていましたが、本来の処理方法を大きく逸脱する処理が行われていました。環境への配慮に欠けるこれらの行為の重大性を踏まえ、構成4市による調査委員会を立ち上げ、原因・問題点を明らかにするとともに再発防止策の検討を行いました。

調査報告書においては、原因や問題点として多摩川衛生組合の運営体制や組合職員の有害ごみに対する配慮の欠如があったことを指摘し、再発防止策として、意思決定制度の見直しと組合組織全体の職務に対する意識改革を柱にした再発防止策を作成しました。

さらに、クリーンセンター多摩川でこのような問題が今後起こらないように、有害ごみをクリーンセンター多摩川に一切搬入しないこととし、根本的な再発防止策も講じました。現在、収集した有害ごみは、狛江市単独で処理業者と委託契約を結び、適正な処理体制を確立しております。

多摩川衛生組合でのこれら一連の問題により、これまで培ってきた日の出町東京たま広域資源循環組合、関係機関との信頼関係を揺るがす事態となりました。クリーンセンター多摩川の焼却灰については、平成22年11月9日から12月7日まで日の出町の最終処分場への搬入を停止する事態となり、市民のみならずにもご心配をお掛けしました。また、受け入れ再開にご理解とご配慮をいただきました日の出町のみならずには深く感謝いたします。

狛江市としましても、クリーンセンター多摩川でこのようなことが今後起こらないよう多摩川衛生組合の運営体制の改善を図るとともに、失った信頼を取り戻すべく構成4市とも協力体制を強化してまいります。



クリーンセンター多摩川

有害ごみの分別にご協力ください。

ごみ・リサイクルカレンダーの一部変更があります。

有害ごみはクリーンセンター多摩川へ搬入せずに、直接処理業者に運搬して処理を行うことになりました。

これに伴い、収集運搬等に細心の注意を払う目的で、**有害ごみの出し方を一部変更させていただきました。**狛江市が平成22年3月に作成・配布したごみ・リサイクルカレンダー等に変更が生じておりますのでご注意ください。なお、収集日の変更はありません。

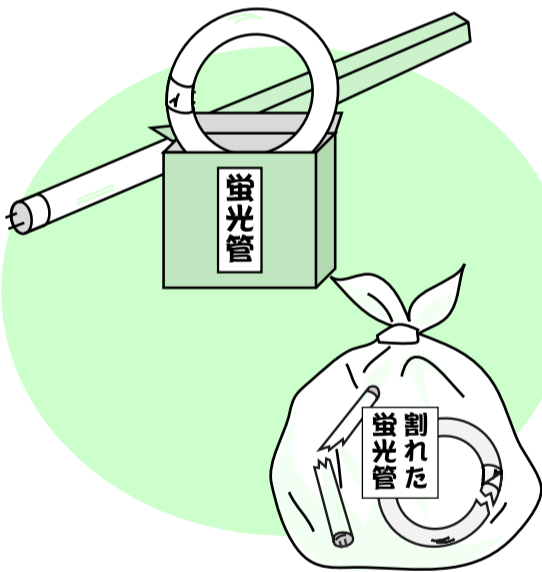
※平成23年度ごみ・リサイクルカレンダーは、平成23年3月中に作成・配布いたします。

ごみの分別をさらに徹底していただき、誤って燃やせないごみなどに混ぜて捨てないようにご協力をお願いいたします。

● 蛍光管の出し方

破損防止のため、購入したときの箱に入れ(箱がない場合は袋に入れて)「蛍光管」と表示して出してください。

割れてしまった蛍光管は、中身が見える袋に入れて「割れた蛍光管」と表示して出してください。



● 乾電池の出し方

中身が見える袋に入れて「乾電池」と表示して出してください。

※充電式電池は市で収集しませんので、販売店の回収ボックスに入れてください。



● その他水銀を含んだもの

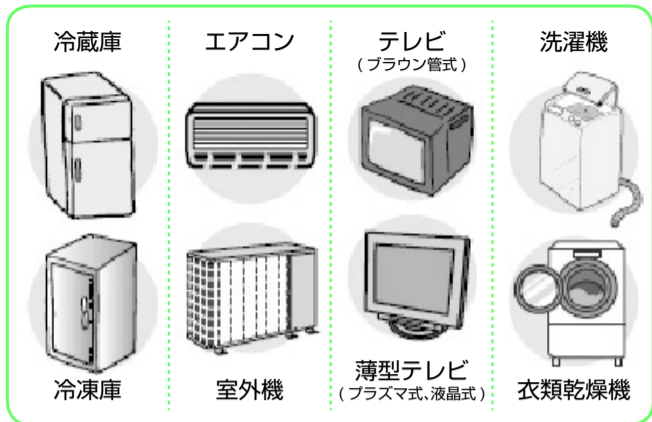
中身が見える袋に入れて、品物の種類を表示して出してください。

(例) 水銀体温計



家電4品目はリサイクルするため市では収集できません。

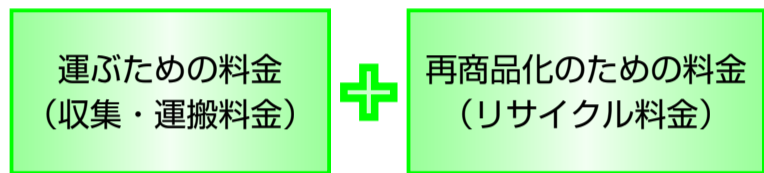
家電リサイクル法対象製品



特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が平成13年4月に施行され、ご家庭で不用になったエアコン、テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、冷蔵庫(冷凍庫を含む)、洗濯機(衣類乾燥機を含む)の家電4品目は、リサイクルすることが法律で決められています。これらを廃棄する場合は、排出者が販売店等に収集・運搬料金とリサイクル料金を支払い、引き渡すこととなります。特にこれから買い替えるを予定している場合は、購入する時点で販売店に申し出ることになるため、事前に確認しておく必要があります。よくある質問を中心にお知らせします。

Q どのくらいの料金がかかりますか？

A 販売店等を経由する場合、排出者が支払う料金は以下の2つです。



■収集・運搬料金 販売店または市内取次店に確認してください。

■リサイクル料金の目安(消費税込)

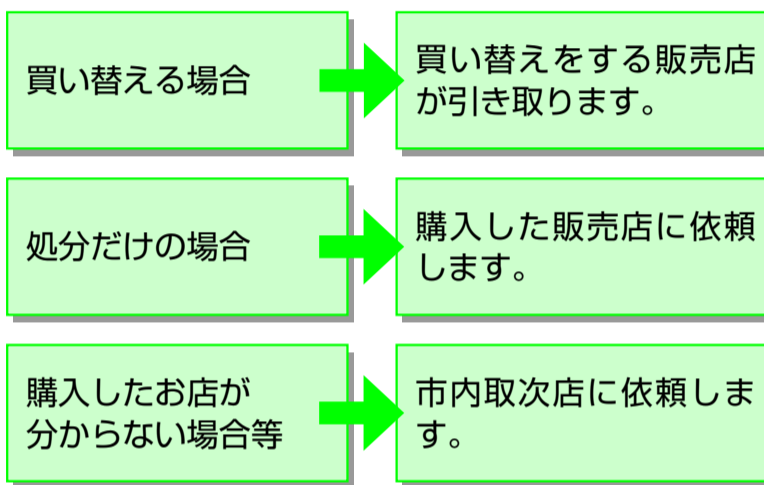
Table with 2 columns: 品目 (Item) and リサイクル料金 (Recycling fee). Rows include Air conditioner, TV, Refrigerator/Freezer, and Washing machine/Dryer with their respective fee ranges.

※製造業者等によって、リサイクル料金が異なりますので、あらかじめご確認ください。

家電リサイクル法対象製品について、詳しくは(財)家電製品協会 家電リサイクル券センター(☎0120-319640)にお問い合わせください。受付時間：午前9時～午後5時(日・祝を除く)【ホームページ】http://www.rkc.aeha.or.jp/

Q どのように廃棄すればいいですか？

A 買い替える場合、処分だけの場合等で排出方法が異なります。



■市内取次店一覧

Table listing collection centers with columns: 店舗名 (Store name), 所在地 (Location), and 電話番号 (Phone number). Lists 10 different locations across the city.

不法投棄は厳罰が処される重大な犯罪行為です。絶対にやめてください。

不法投棄行為の発見または不法投棄物から所有者等が判明した場合は、法律により罰せられることがあります。不法投棄は絶対にやめてください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)より抜粋

【不法投棄の禁止】

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

【罰則】

第25条 不法投棄は5年以下の懲役・1,000万円以下の罰金に処す。(罪の未遂も含む)



生ごみ処理機を購入された方へのアンケート結果について

狛江市では生ごみ処理機購入費の助成を行っています。平成20年度は33名の方、平成21年度は25名の方がこの助成制度を利用して生ごみ処理機を購入されました。

その方々を対象に平成22年7月にアンケートを実施し、40名の方の回答がありました。アンケート結果について、下記のとおりお知らせします。



●現在、生ごみ処理機を使用していますか？

はい → 39人
いいえ → 1人

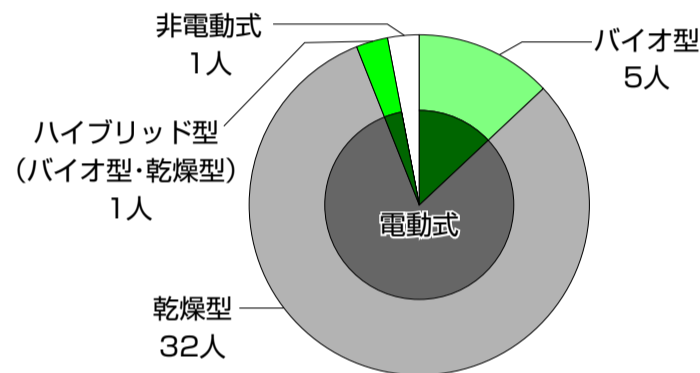
【いいえの理由】

- ・処理する時のにおいが気になる。生ごみが思ったほど出ない。

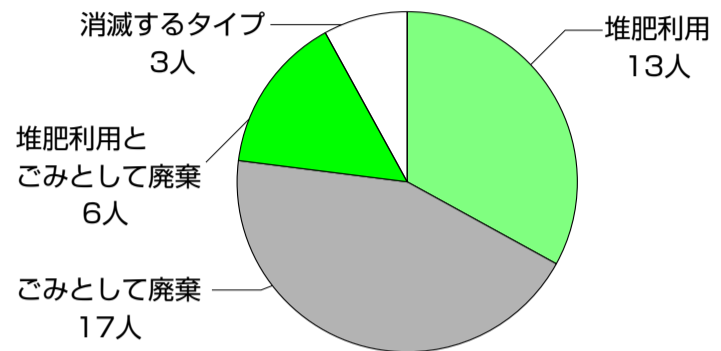
●使用している時期は？

一年中 → 37人 ある時期のみ → 2人

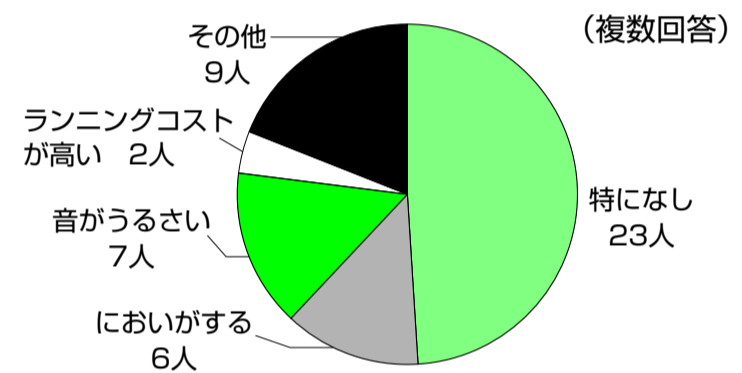
●お使いのタイプは？



●処理後に残ったものはどうしていますか？



●使用していて困ったことはありますか？



●ご意見

- ・生ごみ処理機購入にあたり、市の助成をいただいて長年の夢が叶いました。生ごみがほんの小さな固まりになって、廃棄も簡単になり、清潔さを保てるようになりました。助成制度に感謝しています。
- ・堆肥として使うにも限界がある。
- ・大量の生ごみが小さくパラパラに乾燥する。懸念していた匂いも気にならないどころか、むしろ香ばしい匂いで全く不快感はない。
- ・助成金が生ごみ処理機の購入を後押ししてくれました。今後も続けてほしいと思います。
- ・補助金ありがとうございました。とても役立っています。毎日使用しております。

- ・毎晩使用していますが、これがエコになっているのか、少し疑問（電気を使う、熱が出るため）。ただ、生ごみ臭がないため（夏場は特に）助かります。ごみの量も確実に減りました。
- ・使用している処理機では、容器が土台（モーター部）にのっているだけでふたも固いので、片手で開けられないなど、基本的な使い勝手が悪い。水分に弱い、使う側で工夫すれば良いと思う。可燃ごみで捨てるのはもったいない気もします。
- ・臭いごみの量が格段に減りました。買って良かったと思います。助成ありがとうございました。生ごみ処理機を知らない人が多いように思います。知れば、購入する方が増えるのではないのでしょうか？

生ごみ処理機等購入費の助成制度があります。

■生ごみ処理機の場合

1世帯に1基までです。

【電動式の生ごみ処理機の場合】

購入価格の1/2(100円未満切り捨て)を助成し、上限は **18,000円**です。

【非電動式の生ごみ処理機の場合】

購入価格の1/2(100円未満切り捨て)を助成し、上限は **3,000円**です。

■コンポストの場合

上限は **3,000円**です。

1世帯に2基までです。



【助成を受けるためには】

① 清掃課で購入前に申請してください。

② 申請してから30日以内に購入してください。

③ 必要書類をお持ちの上、清掃課で手続きをしてください。

生ごみ処理機等の見本を清掃課で展示しています。ご不明な点は、清掃課にお問い合わせください。